

令和5年 八潮市農業委員会12月総会 議事録

1 開催日 令和5年12月22日(金)

2 開催時間 午後4時00分から

3 会場 市役所第2会議室

4 出席委員 12名

会長 1番 小早川喜一

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

委員 4番 齋藤 富子 9番 田中 幸夫

5番 福岡 達則 10番 松田 淳一

6番 飯山 敏行 12番 石井 清巳

7番 新井 孝美 14番 荻野 透

8番 鈴木 隆 15番 白倉 明久

5 欠席委員 3名

委員 3番 大塚 一宏 13番 関根 幸子

11番 荻野 勝利

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 清水 茂

主任 五十嵐陽子

開会 午後 4時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、改めましてこんにちは。

新庁舎の見学会、お疲れさまでした。定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会12月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の出席者は12名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、改めましてこんにちは。

年の瀬のお忙しい中を12月総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

先日、行われました農業祭でございますけれども、49回目でございます、委員の皆様のお力添えをいただきまして何とかつつがなく執り行うことができました。ありがとうございます。

出品数でございますけれども、206品、そして出品者数、これが87人でございます。公式な入場者数が出ていまして2,500人というふうになっております。令和元年の前回では出品数が268品、これには及ばなかったのでございますけれども、当日受付のときにもう少し伸びるかなと思ったんですけれども、206品となりました。3年のブランクを乗り越えて開催をしたわけでございますけれども、何とか皆さんの意思をつないでいくことができたかなと思います。

それから、12月12日、JAさいかつ管内農作業受委託料金協議会というのが三輪野江でございまして、大塚委員と新井委員、そして私が出席させていただきました。後ほど説明があるかと思えます。

この庁舎での農業委員会の総会は今回が最後でございます、年を明けますと、先ほど見学をしました新庁舎のほうへ移りますので、これで最後のこの庁舎での農業委員会をしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○事務局長 どうもありがとうございました。

本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりません。ご報告を申し上げます。

ここで資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせください。

- | | |
|----------------------------------|--------|
| ① 八潮市農業委員会 1 2 月総会次第 | A 4 横 |
| ② 令和 4 年度違反転用対策重点パトロールの実施について | (資料-1) |
| ③ 冬季パトロール報告書様式 | 資料番号なし |
| ④ 令和 5 年度 J A さいかつ管内標準的農作業料金について | (資料-2) |
| ⑤ 農業委員会活動記録簿 (1 2 ~ 1 月分) | 資料番号なし |

以上、過不足等はありませんでしょうか。

ないようなので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、よろしく願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めたいと思います。

次第 3 の議事録署名人の選任でございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

5 番、福岡達則委員、10 番、松田淳一委員をお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第 4 の書記任命でございますが、瀧沢事務局長をお願いいたします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎議案第17号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件になります。

今回、市では恐らく初めてだと思えますけれども、農地の賃貸借に係る申請なんですけれども、借人は一般の法人になります。農地所有適格法人ではなくて一般の法人、一般の法人の場合は農地を買うことはできないのですけれども、借りることはできることになっておりまして、ただし、この場合は許可が下りた先、もし農地を適正に利用していない場合、雑草が生えてきて管理できていないような場合はその賃貸借契約を解除します、そういう条件を契約書に盛り込むことが条件になっておりまして、今回申請書と一緒に提出された契約書案のほうにその旨が記載されていたことは確認しましたことを報告させていただきます。

それでは、議案のほうを説明してまいります。

番号1、譲受人、今回の場合は借人です。住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、代表社員、〇〇〇、貸人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇、登記地目、畑、現況地目、畑、地積〇〇平米、権利の内容は5年間の賃借権の設定です。

申請事由としまして、こちらの〇〇〇さんは電気工事会社なんですけれども、会社の謄本を見ますと、会社の業務内容に農作物の加工販売とかも掲げられているところでして、これまで〇〇県〇〇市のほうで、その農家の方やその地域の元JAの職員の方の協力を得て農作業の経験を積んだそうです。ただ、場所が遠いということで、近くで探していたところ、今回の地権者から協力が得られることになりまして申請に及んだものとなります。

意思決定の根拠としまして、農業従事者はこの代表社員の方を含めまして、従業員の方を含めて3人、年間の延べ農業従事日数は400日、許可のおりた際はミニ耕耘機を購入予定ということで、作付予定としましてはジャガイモ、枝豆、大根等を予定しているということでございます。

次に、場所の説明をします。隣の2ページをご覧ください。

市役所の〇側の〇〇を出まして、〇つ目の信号で〇〇〇線、〇〇〇道路、そこに差しかかったところを〇折しまして、ずっと〇〇して〇〇方向に向かいますと〇〇〇に到達しますが、〇〇〇の手前の交差点を、〇を上らないで〇に行きますと〇〇〇の〇側に沿った市道に出ま

すが、この交差点から〇〇メートル行くと地図にご覧のように着色した〇〇-〇という場所になりまして、現地の様子は、1枚めくっていただいて3ページの点線で囲まれたところです。このような状況になっております。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

これまでの3条許可の申請者はほとんどが地元の農業従事者ということであったのでございますけれども、今回は法人で、面識がないと思うんですけれども、いきなり総会資料で判断をしていただくというのも情報不足ということでございまして、昨日、私と鈴木代理、そして地区担当の臼倉委員、そして隣接する地区担当の鈴木委員とで、あと事務局で申請者に来ていただきまして事前に審査会を行いました。そして相手の〇〇〇の代表の方のお話を聞いてきました。

そのあたりの内容も含めて、地区担当、15番の臼倉委員に、現地調査の結果並びに補足説明がありましたら、お願いいたします。

○15番（臼倉明久委員） 15番、臼倉です。

昨日、〇〇〇さんの代表社員、〇〇〇さんと農業、野菜作りに対してのお話を伺ったところ、すごく熱い気持ちを持った、農業に対してすごくやる気のある人だということが感じ取れました。

それと現地調査に行きますと草も少し生えていますが、きれいに刈り取られており、これから農地として活用していくにはすごくよい土地ではないかと感じました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と15番、臼倉明久委員より、農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

ちょっと質問したいのですが、ここに書かれてあるのは新しく耕作するということで、ミニ耕耘機1台となっていますけれども、なかなか農業をやるのにミニ耕耘機1台だけでちょっと難しいので、ほかの農機具等は……

○議長 これから買う予定としていて、まだ所有はしてない。

○6番（飯山敏行委員） まだ持ってない、これから買う。いろいろなものですか。

○8番（鈴木 隆委員） トラクターですかと言ったら、小さいこういう耕耘機を買いたい。

○6番（飯山敏行委員） 現地をどう見ても、トラクターがないと返せないのです。

- 8番（鈴木 隆委員） でも、面積的には70坪しかないの。
- 6番（飯山敏行委員） では、今後買う予定というか、そういう気持ちはあるということですね。
- 議長 この申請が下りたら、そういうことを言っていました。
- 6番（飯山敏行委員） 買う予定ということですね。分かりました。
- 議長 この会社、今年の5月に登記しています。新しい会社です。
8番、鈴木委員。
- 8番（鈴木 隆委員） ちょっと補足説明、8番、鈴木です。
昨日、〇〇さんとちょっとお話をさせていただいたんですけども、年齢的には聞いたところ55歳、まだ若いのでこれから長くやっていけるのかな、すごい真面目な方で、現状としては〇〇〇と〇〇〇の電気自動車の充電器、その設置を今しているらしいんですよ。今すごく忙しいということですが、農業もぜひやりたいということをおっしゃっていました。
以上でございます。
- 議長 ありがとうございます。
ほかにございますか。
5番、福岡委員。
- 5番（福岡達則委員） 5番、福岡です。
この方は〇〇でこういうことをやっています、これは家庭菜園レベルですか、それとも販売で何か加工しているんですか。
- 8番（鈴木 隆委員） 前どのくらいの面積と言っていましたっけ。
- 2番（鈴木新一委員） 100平米とか言っていましたね。
- 8番（鈴木 隆委員） だからそんなに広くないですね。
- 2番（鈴木新一委員） そこの所有者の人がトラクターでうなってくれて、それで紅はるかだかのサツマイモを植えていたとかということです。
- 8番（鈴木 隆委員） それで知り合いが直売というか、マルシェをやるのでそこに出したこともありますよ。だから大量に販売はしてないらしいんですけども、これから軌道に乗ればという話をしていました。
- 2番（鈴木新一委員） 会社は〇〇なんですけれども、住んでいるのは〇〇〇で、その子供会とか親しくて参加していて、そのところで毎週日曜日ですか、マルシェの店舗で、そこで販売したいと言っていました。
- 5番（福岡達則委員） 分かりました。
- 議長 ほかにございますか。
昨日お話を伺った印象では、農業をやりたいなという、そういう淡い希望を持って、そこ

からその先はどうかのかなというはあるんですけども、農業大学校に行ったわけでもないし、技術がどうのこうのではないので、あとは本人のやる気ですね。

○5番（福岡達則委員） 現地が結構草が生えて荒れているじゃないですか。誰かが……

○8番（鈴木 隆委員） 1回トラクターか何かでうなってあげないと、誰かサポート。

○5番（福岡達則委員） そういうサポートの依頼というのは市に何かきているのですか。

○8番（鈴木 隆委員） アドバイザーみたいな。

○事務局 きてません。〇〇にいるときはかなり広くやっている形、土地を借りている農家の方と、あと元JAの職員さんにお世話になった中で、今でもお世話になっているようなことを言っていたので、これからも助言を受けながらやるのでは。もし八潮の方でも近くを通ったら気にかけてあげると、そちらにとってはありがたいのではないかと、これからいろんな人の支援を受けたいような、そういうお話もされていました。

○議長 これである程度軌道にどうか、なったら、将来は耕作面積を広げてもいいような意向です。

ほかにございますか。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

補足なんですけれども、今回企業さんが借りるわけではないですか、一般企業が。このところでちょっと法律が緩和されて、農家ではなくて、一般の企業の方も農地を借りられるというふうになったと思うんですけれども、それに対する八潮市農業委員会の線引き、どここのところまでがよくて、どここのところから駄目とかというのは後で線引きも必要だと思うんです。これから多分こういう案件が増えてくると思うんですけれども。

○議長 そうですね、企業ですから、利益を追求するのが本来のあれで、もうからないと、利益が上がってこないと撤退するおそれもあるんですね。

○6番（飯山敏行委員） 手放されたら困ってしまう。

○議長 その危険性は避けていかなければいけないと思っています。

○6番（飯山敏行委員） ある程度線引きではないですけども、例えばトラクターを持っていること、何を持っていること、ある程度条件をつけていかないと、これから安易に……

○議長 そうですよ、設備投資をしていただかないとある意味まとまった面積が、そこで耕作してどうかのこうのというのは無理ですから、その辺の絡みもこれからはある程度規定というか、規約も設けていかなければ。

○6番（飯山敏行委員） ある程度骨組みを作っていかないと、どここのところ判断、これから農業委員になられる方が判断基準が分からなかったりすると、クエスチョンマークが点灯しちゃうので。

- 議長 今回は面積が小さいんですよ。家庭菜園のちょっと……
- 2番（鈴木新一委員） フォローするわけではないですけども、所有権移転だとさすがに放棄されて転用されたりすると一番まずいことになりますけれども、あくまでも今回は貸し借りですので。
- 6番（飯山敏行委員） でも、この先多分さらに踏み込んだ方が出てきますよ。
- 議長 これからは、遊休農地がありますから、その辺、直接農業をやりたいと、表向きそういう看板を掲げながら、中では何を考えているか分からないようなところがある方もいらっしゃるかもしれないので、その辺のあれですよ、これから気をつけていかなければいけないのは。
- 6番（飯山敏行委員） 課題だと思います。
- 2番（鈴木新一委員） もう一つ、一応毎年報告しなければいけないですね。
- 事務局 そうですね、法人が借りた場合は、年に1回、農業委員会に報告しなければいけないことになっています。万が一、土地を遊ばせて営農していなかったり、そういうときは農業委員会は許可を取り消せるということになっております。
- 6番（飯山敏行委員） その場合、例えば収穫物を写真で撮って、やっているぞというのを見せるとか。
- 2番（鈴木新一委員） それも一つですね、写真で提示させるというのは一番。
- 議長 ほかにございますか。
- 委員より意見なし ———
- 議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。
- 原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。
- 挙手全員 ———
- 議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告について

- 議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、4ページをお開きください。
- まず、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、こちらに記載のとおり、共同住宅敷地1件、店舗用地敷地拡張1件の合計2件の届出を受理いたしました。

続いて、5ページをお開きください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、住宅敷地4件、宅地分譲2件の合計6件の届出を受理いたしました。

次に、6ページをご覧ください。

報告第3号 農地転用許可後の工事完了届につきましては、4月に許可の下りました〇〇の〇〇〇の申請地について〇〇〇業等を営む申請者の方による資材置場の許可申請について、こちらをご覧くださいのとおり、工事完了の報告があったものをご報告いたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、後ろの時計で35分まで時間を設けまして、ただいまの件数の確認をお願いいたします。質問がありましたら、その後お受けいたします。

———— 資料確認 ————

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告につきまして何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

よろしいですか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 それでは、転用等届出受理報告は終わりいたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が1件、報告事項が1件ございます。

初めに、依頼事項、令和5年度違反転用対策重点パトロールの実施について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料1をご覧ください。

こちらは毎年この時期にあるものなんですけれども、県のほうから違反転用対策重点パトロールということの依頼になります。このパトロールの対象は、秋にやっていただいた遊休農地のパトロールとは違いまして、主に不法盛土とか違反転用を早期に発見するように、特に年末ということもありますのでパトロールしていただいて、その結果を報告してください、そういう依頼になるんですけれども、真ん中の1番、実施方法のところ、令和5年11月下旬から令和6年2月下旬のうち任意の5日間を定めるものとしますと書いてありますけれども、

5日やっってくださいということではなくて、ちょっと後ろのほうをご覧ください。こちらが違反転用対策重点パトロール実施要領なんですけれども、こちらの下の方、5番の報告方法の下の方を見ますと、実施回数とは、パトロールを実施した回数であり、1日に3組パトロールをした場合は3回とするということですので、皆様でそれぞれで1日パトロールして報告書を出していただければ、事務局でまとめさせていただきます。

パトロールのための担当地区の地図は報告用紙と一緒に、用意してありますので、来週事務局の方で配布させていただきます。今日は、参考に、資料1の後ろですね、パトロール報告書の様式をつけております。皆様には来週地図の上にこのパトロール報告書をつけたものをお渡ししますので、都合の良い日にパトロールしていただいて、上の方が記入例ですけれども、建設残土が埋められていたとか、不法投棄されていたとか、そういうことがなければ、異常なしで結構ですので、やり方は遊休農地のパトロールをしていただいたときと同じで、まずパトロールして、何か異常があったら、地図のほうに赤ペンで丸をつけていただいて、それと同じものを報告書のほうに書いて、現地の様子、異常、何か捨てられたとか、前回と同じような書き方だと思うんですけども、書いていただければと思います。今言ったことは最後に下のほうにも書いてありますので、後で読んでいただければと思います。地図のほうは秋の農地パトロールに使用していただいたものと同じものの写しになりますので、番号が入っているんですけども、そうした番号は気になさらないでやっていただければ結構です。

それでは、来週配布させていただきますが、その際もし不在の場合はポストに入れさせていただきます場合もあるかと思っておりますけれども、ご了承ください。月、火のうちに配れると思いますので、水曜日以降になっても万が一届いていないという場合は、お手数をかけますが、事務局まで連絡いただきたいと思っております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま農地パトロールにつきまして説明がございましたが、何か質問ございますか。

7番、新井委員。

○7番（新井孝美委員） 7番、新井です。

この提出期限は。

○事務局 すみません、提出期限は次の総会までなので1月25日、もし市役所に来るような用事があれば、その前に出されても構いません。次の総会までということですのでよろしく願いいたします。

○議長 よろしいですか。

ほかにごございますか。

8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

この違反転用対策重点パトロールなんですけれども、これを行った場合、農業委員活動記録簿にも載せていいわけですね。

○事務局 はい、結構です。

○8番（鈴木 隆委員） はい、ありがとうございました。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 よろしいですか。

それでは、皆さん、年の瀬はお忙しいでしょうから、1月になってから、松の内を過ぎてからまた動き出せばいいかなと思います。気をつけてパトロールのほうをよろしくお願いいたします。

次に、報告事項、JAさいかつ管内標準的農作業料金について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料2のほうをご覧ください。

こちらは毎年12月に開催されていますJA管内標準的農作業料金受委託協議会ですけれども、12月12日に開催されまして、会長と大塚委員と新井委員に出席いただいたところです。どうもありがとうございました。

その結果がJAから送られてきてまして、それが裏側の料金表となります。

料金は昨年と比べてみますと、みんな据え置きになっておりまして、昨年と違うのは上の「畑耕起」のところで、去年は深耕ロータリー、これは普通のロータリーより深く掘るロータリーです、これの耕起で3万500円というのがあったんですけれども、それがなくなっておりました。あと真ん中の「管理」のところの一番下の機械整地、5,500円、これは昨年まではなくて、新しく計上したところのようです。それと一番下の「一貫作業」のところで、収穫・乾燥で何種類かありますけれども、去年、この収穫・乾燥（麦）3万1,500円というのがあったのですけれども、それがなくなっております。

これらが去年と比べて変わっているところで、金額等は去年と据え置きとなっておりますので、もし機会がありましたら、こちらの金額を参考にいただければと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

受託者のほうは農業資材は上がっているし、それから、燃料は上がっているしで、上げてほしいという希望は持っているみたいなんですけれども、一方、委託者のほうはお米の値段が据え置きで、今年は1等米が少なく、2等米、3等米になっている、そういう状況も踏

まえて据え置きというような方法をとったみたいです。

それでは、次第7、その他は以上となりますが、最後に、次回の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回の日程につきましては令和6年1月25日木曜日、午後2時より、先ほどご覧になりました新庁舎4階の4-2会議室での開催となります。よろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、最後に皆様から全体を通しまして何かございましたら、お願いいたします。
よろしいですか。

それでは、前回の総会の際に決定しました、有楽町で開催される、新・農業人フェアに大塚委員と新井委員にご参加いただくという予定になっておりますので、ご多用とは思いますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、特にないようでしたら、これにて議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議していただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） 新庁舎見学と、それから、総会ということでお疲れさまです。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会いたします。

閉会 午後4時48分